

健康保険・厚生年金保険 被保険者生年月日訂正届

【手続概要】

全国健康保険協会（協会けんぽ）が管掌する健康保険又は厚生年金保険に加入している被保険者が、生年月日を訂正する場合、その旨を事業主に申し出る必要があります。申出を受けた事業主は、その旨を届出します。

【添付書類】

資格確認書および健康保険被保険者証
（高齢受給者証、特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用認定証等を含む）

- ※ 交付されている場合のみ
- ※ 資格確認書および健康保険被保険者証については、生年月日訂正の対象となる被保険者のもののみ添付してください。被扶養者に交付されている資格確認書および健康保険被保険者証を併せて添付する必要はありません。

【留意事項】

被扶養者の生年月日を訂正する場合は、この届書によらず、健康保険被扶養者（異動）届を提出していただくこととなります。

この場合は、被保険者が被扶養者に交付されている資格確認書および健康保険被保険者証（高齢受給者証、特定疾病療養受療証、健康保険限度額適用認定証等を含む）を事業主に提出し、事業主が届出します。なお、この場合、被保険者に交付されている資格確認書および健康保険被保険者証は、併せて添付する必要はありません。

【提出先】

郵送で事務センター（事業所の所在地を管轄する年金事務所）

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参